

## アメリカ・ニューディール国家の基本構造

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2017-10-03 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 村上, 和光 メールアドレス: 所属:
URL	<a href="http://hdl.handle.net/2297/17669">http://hdl.handle.net/2297/17669</a>

# アメリカ・ニューディール国家の基本構造

——国家理論の体系化(6)——

村 上 和 光

## 目次

### はじめに

- I ニューディール政策の展開
- II ニューディール国家体制の展開
- III 「ニューディール体制」の国家構造

### はじめに

前稿<sup>1)</sup>では、ドイツ革命の「反革命」的妥協の結果として成立した「ドイツ・ワイマル国家」を対象にして、資本主義国家における「現代の変質」のその端緒形態を析出した。つまり、このワイマル国家は、ドイツ革命収束を目的としたその「妥協・譲歩」的性格に運命づけられて、まず一方では、「国家による利害対立調節の最も典型的な発現」という「課題」に直面したにもかかわらず、しかし他方では、金本位制の維持に規定されて、「国家による利害調節の基本条件としての『管理通貨制』の欠落」という「制約」を免れ得なかった。まさにその点で、ワイマル国家においては、「国家『課題』の噴出と課題遂行『条件』の未成立という根底的『乖離・矛盾』」が明白だったのであり、この地点にこそ、ワイマル国家の歴史的特質が存在したと整理されてよい。

したがって、ワイマル国家のこのような側面からは、ワイマル国家こそ「『存立条件を欠いた』現代国家」＝「『早産した』現代国家」に他ならない——という規定性が導出可能になるが、その場合この「命題」の焦点が、何

よりも「管理通貨制の欠如」という点にあるのは当然であろう。そうであれば、焦点としてのこの「管理通貨制の成立」が現実化してくる過程こそ、周知の「1930年代世界恐慌の勃発・波及・拡大」の局面以外ではないかぎり、この世界恐慌期において、「現代国家の発現」は新たな成熟に見舞われる。

そこで本稿の課題は以下のように設定可能であろう。すなわち、世界恐慌克服を課題として展開した「現代国家」のまず第1の典型タイプをなす「アメリカ・ニューディール国家」を素材にして、ワイマル国家が直面しその解決に失敗して崩壊を余儀なくされた、「国家『課題』の噴出とその課題遂行『条件』の未充足」という「根底的な『矛盾・乖離』」が、そこでどのように現実的に解決されたか——を検討すること、これである。まさにそのような作業を前提にしてこそ、ニューディール国家の基本構造が検出できるとともに、それを通じて、「資本主義国家の『現代型』」の「基本像」がその輪郭をそこから表出させてくるに違いない。まさに「アメリカ型現代国家」定式化の試みに他ならない。

## I ニューディール政策の展開

〔1〕歴史的背景 最初にニューディール政策展開の歴史的背景をざっと辿っておく必要があるが、まず(1)第1に「第1次大戦の帰結」<sup>2)</sup>を全体的に確認しておこう。そこでとりあえず①「第1次大戦の結果」から入ると、帝国主義的世界体制がその内部から必然化させたこの大戦は、戦後資本主義世界に対して、概略として以下の2側面からの影響をもたらした。つまり、まず1つ目は経済的側面であり、「国内充足型アメリカ」が世界経済の中心国になることによって世界経済に決定的な「不均衡」を招来させ、それが安定的な「国際分業体制」を攪乱させた点が無視できない。それに加えて2つ目に、その下で政治的側面が進行するのであって、ロシア革命＝社会主義成立にともない、世界資本主義の政治・社会体制内部で階級闘争の激化が余儀なくされていく。

まさに大戦は、政治・経済両面から、資本主義世界に決定的な負荷を課したわけである。

ついで、以上2つの「負荷」を負いつつ、世界資本主義は一応の復興を果すことを通じて1924年以降いわゆる②「相対的安定期」<sup>3)</sup>に入る。しかし、この「安定期」は文字どおり「相対的」なものでしかなく、大戦の結果、アメリカの農工両面にわたる経済支配力の強化およびそれによる国際収支の黒字基調＝金の集中により、他国は国際収支悪化と金・外貨の慢性的不足に悩まされる以外にはなかった。相対的安定期の「脆弱性」これである。

しかも、その場合に注意が必要なのは、このような「脆弱性」が、この「相対的安定期」が立脚していたそもそもの土台たる「再建金本位制」<sup>4)</sup>自体が基本的な弱点を抱えていた——という事情に起因する点に他なるまい。すなわち具体的にいえば、相対的安定期の中で再構築された「再建金本位制」の大部分は、内容的には、戦前の「古典的金本位制」のような、金貨流通・金兌換・金輸出入が全面的に保証されたシステム（「金貨本位制」）ではなく、金の遍在に制約されて様々な歪みを内包させた「金為替本位制」・「金地金本位制」以外ではなかったのである。何よりもこの点にこそ、「脆弱性」の基本軸が確認されてよい。

とすれば、この「脆弱性」を帰結させた③「再建金本位制」の「制度的弱点」が問題になるが、それは以下の2点に整理可能であろう。つまりまず第1に国内視点からみれば、金貨流通・金兌換の廃止による、金兌換に立脚した信用規制作用の大幅な制限が何よりも否定できない他、さらにその裏面として、金準備に制約された発券という機能にも大きなブレが生じていくのであるから、その結果、金準備に基づく発券とその兌換を基軸にしつつ、利子率の規則的変動を通して、信用と金が、国内再生産過程の運動を規制・調整する——というシステムはかなりの程度希薄化されるといわざるを得ない。しかしそれだけではない。ついで第2に對外視点的にも、この再建金本位制の下では、金の自由な對外移動が制限されるため、金現送点をクリティカルポイントとする金輸出入を通して国際収支と為替相場を調整する——という作用は大きく弱体化し、そこから、「金移動を軸点とする、信用の、資本蓄積への安定化機能」の衰弱化が帰結するのは当然のことであろう。

ついで第2に、このような「脆弱性」のいわば帰結といってもよい(2)「世界恐慌」<sup>5)</sup>へと視点を転回させよう。そこで最初に①その「接続論理」を確

認しておく、いうまでもなくその焦点は、いま検出した、「相対的安定期」およびその土台たる「再建金本位制」の「脆弱性」以外にはあり得まい。換言すれば、この「相対的安定期・再建金本位制」が内包した、その世界経済・金融システム上の「弱点＝脆弱性」こそが、29年「世界恐慌」として爆発したと整理されてよいわけであって、その位置関係は比較的明瞭である。

ではそのうえで②「世界恐慌の発生ロジック」はどう総括可能であろうか。この点は別稿で立ち入った通りだが、その基本骨格だけを摘出すれば以下の3本柱から構成されていく。つまり、(a)耐久消費財部門を起動力とする景気拡大→その限界に規制された生産の停滞→それを隠蔽しつつ崩壊を激化させた「株式ブーム」の展開という、この世界恐慌の実体的内実としての「20年代アメリカ資本主義の再生産構造特質」、(b)アメリカにおける「自己金融」化の進展＝過剰資本の形成およびヨーロッパでの再建資金の必要性→アメリカからヨーロッパへの大量の資本輸出→アメリカ「株式ブーム」に吸引されたアメリカへの資本還流→ヨーロッパ諸国の破綻という、「恐慌の世界的波及ルートとなったアメリカ資本輸出構造の特殊性」、(c)アメリカへの資本還流→農業不況の決定的暴露→農業諸国の恐慌への巻き込み→「農業恐慌」の深化→「世界恐慌」への拡大・爆発という、世界の「弱い環」としての「世界農業問題の深刻化」、という3論点これである。

そこでこのルート構成に即して、最後に③「世界恐慌の帰結」は以下のように提出可能だと思われる。すなわち、これら3経路の複合化として世界恐慌はその勃発をみたのであり、したがってその点を重視すれば、「世界恐慌」こそ、第1次大戦後世界体制におけるその政治・経済的な構造特質の、まさにその「到達点」以外ではなかった——のだと。

そうであれば、このロジックに立脚して(3)第3に「歴史的背景」は最終的にこう「総括」され得よう。すなわち、このような発生要因をもつ未曾有の「世界恐慌」からの回復を図ることを目的として、アメリカで採用された1つの政策体系こそ、まさに「ニューディール政策」に他ならない、と。そこで次の課題は、この「ニューディール政策」の構成図式提示に絞られるが、ニューディール政策の具体的展開もすでに別稿<sup>6)</sup>で詳述したので、ここでは、全体を4ステージに区分しつつその基本像<sup>7)</sup>の確認のみに力点を限定したい。

〔2〕展開 まず(1)第1期は「個別的救済政策」期(1929-35年)に他ならない。そこで最初に①その「内容」から確認していくと、何よりもその「個別的 성격」が印象的である。いうまでもなくこの局面にあっても、政府は各種の不況対策を試みたが、それは、金本位制堅持・健全財政維持・国家介入消極化という基本方針の下では大きな制約の壁に直面し、結局は「個別・断片的」な「政策体系の束」に止まる以外にはなかった。例えば、失業者には失業対策を、資本には利潤保障策を、あるいは貧困者には社会保障策を、さらにまた農民には農業保護政策を、という具合に、各問題ごとに個々別々の政策がバラバラに打ち出されたといつてよい。まさに「応急処置」的政策の域は越えないわけである。

要するに、「対処療法」型「個別的救済政策」発動のフェーズだと整理できよう。

ついでこの「第1期」の②「展開政策例」だが、ここでは周知の「全国産業復興法」(National Industrial Recovery Act, NIRA, 1933年)<sup>8)</sup>と「農業調整法」(Agricultural Adjustment Act, AAA, 1933年)<sup>9)</sup>とがその典型例として指摘されてよい。すなわち、まずNIRAには2つの焦点があるが、最初にその1つ目は「労資同権化」<sup>10)</sup>規定であって、周知の同法第7条(a)項において労働者の団結権・交渉権が明示されるとともに、その結果頻発が予想される争議に対する「争議調停機関」としては「全国労働委員会」(National Labor Board, NLB)の設置をみた。これが、労資関係の現代化に著しい遅れをとっていたアメリカにおける「現代的労働関係法」展開の嚆矢をなしたことはいうまでもない。ついで2つ目は「景気政策」規定に他ならず、同法は、まず一面で、最低賃金制に立脚して労働者サイドには「賃金保障」を試みると同時に、次に他面では、カルテル形成の容認を通して資本サイドに対して「利潤保障」を追求した。まさに、一貫性を欠いた「応急処置・対処療法型」政策という以外になく、「個別的救済政策」の典型例として面目躍如といつてよい。

そのうえでAAAはどうか。いま確認した通り、NIRAが、資本と労働の両者に同時的利益保障を試行した点で自己矛盾を免れ得なかったのに比較すると、このAAAの意図は明確であってそれなりに首尾一貫している。つま

り、農業金融システムを支柱にしながら、まず一方では「生産調整・補償金支給」という「生産制限」ルートを通じて、そして他方では「過剰農産物の政府買上げ」という「政府購入」経路を媒介して、結局は「農産物過剰処理→需給調整→農産物価格維持→農業所得保障」という効果が目標にされたと考えてよい。その点でAAAの政策意図は明瞭であり一定程度の成果は検出できたが、しかし、この政策ルートの重要起点をなす「補償金」の源泉が例えば農産物加工業者の負担とされた側面などでは、このAAAの「場当たり主義」的＝「対処療法」的性格もなお否定できまい。

以上のことから、最後にこの「第1期」の③「意義」は次のように総括可能だと思われる。すなわち、具体的にフォローしてきた通り、この「個別の救済政策」期では、「労働者－賃金保障」・「資本－利潤保障」・「農民－所得保障」という「3側面保障」がいわばアド・ホック的に政策追求されたわけであり、そこには、政策展開の「体系性」が決定的に欠落していたと結論する以外にはない——と。したがってそうであれば、政策評価の帰結も明瞭であって、この「第1期」の最終的な政策効果は決して大きくはなかった（第1表）。

そのうえで次に(2)第2期は「ポンプの呼び水政策」期（Pump Priming Pol-

第1表 支出国民総生産（時価，1929-1940）

（単位 10億ドル）

	1929	1930	1931	1932	1933	1934	1935	1936	1937	1938	1939	1940
国民総生産	103.1	90.4	75.8	58.0	55.6	65.1	72.2	82.5	90.4	84.7	90.5	99.7
個人消費	77.2	69.9	60.5	48.6	45.8	51.3	55.7	61.9	66.5	63.9	66.8	70.8
うち耐久財	9.2	7.2	5.5	3.6	3.5	4.2	5.1	6.3	6.9	5.7	6.7	7.8
非耐久財	37.7	34.0	29.0	22.7	22.3	26.7	29.3	32.9	35.2	34.0	35.1	37.0
サービス	30.3	28.7	26.0	22.2	20.1	20.4	21.3	22.8	24.4	24.3	25.0	26.0
民間粗投資	16.2	10.1	5.6	1.0	1.4	3.3	6.4	8.5	11.8	6.5	9.3	13.1
うち住宅建築	4.0	2.3	1.7	0.7	0.6	0.9	1.2	1.6	1.9	2.0	2.9	3.4
非住宅固定投資	10.6	8.3	5.0	2.7	2.4	3.2	4.1	5.6	7.3	5.4	5.9	7.5
うち建築	5.0	4.0	2.3	1.2	0.9	1.1	1.2	1.6	2.4	1.9	2.0	2.3
生産者耐久財	5.6	4.3	2.7	1.5	1.5	2.2	2.9	4.0	4.9	3.5	4.0	5.3
在庫変動	1.7	-0.4	-1.1	-2.5	-1.6	-0.7	1.1	1.3	2.5	-0.9	0.4	2.2
純輸出	1.1	1.0	0.5	0.4	0.4	0.6	0.1	0.1	0.3	1.3	1.1	1.7
政府購入	8.5	9.2	9.2	8.1	8.0	9.8	10.0	12.0	11.9	13.0	13.3	14.0

出典) *Historical Statistics*, 1975, *op. cit.*, pp. 229-230.

前掲, 東大社研編『ナチス経済とニューディール』290頁。

icy, 35-37年)である。まず①その「内容」から入っていくと、この政策系では、いま点検した第1期のいわば反省に立って、もはや健全財政にこだわることなく、国家みずからが経済過程に積極的に介入して景気回復を目指すという、積極政策への転換が図られる。つまり、資本過剰と労働力過剰の併存に規制された不況の下で、景気回復のまず最初の刺激付与が国家によって試行されるわけであり、主に政府主導の公共事業がその手段となっていく。換言すれば、政府の公共事業展開によって、まず一方では、資本過剰に呻吟する企業に対して資本の有効な投資先を提供して資本投資活動＝利潤獲得を可能にするとともに、他方で失業者に対しては、この資本投資活動回復に伴う雇用増大を通して、雇用確保と賃金・所得の取得を実現させていく——という回路の進行が目指されると図式化されてよい。こうして、政府の公共投資が「呼び水」となって、「過剰資本と過剰労働力との『人為的結合』」が目論まれるのであり、それを起点にして投資と生産の回復が始動することになる。

しかしそれだけではない。つまり、政府によるこの「景気回復の『最初の刺激付与』＝『呼び水』作用」を通して一旦始動した生産・投資・利潤・雇用の拡大は、ついでいわゆる「乗数効果」を辿って、資本間における所得＝有効需要の「相互波及効果」をもたらすと期待されたのであって、結果的には経済全体の景気回復にまで接続すると考えられた。

要するに、「政府による景気回復の最初の刺激付与→過剰人口と過剰資本の人為的結合→乗数効果の進行→景気回復の実現」というラインに即してこそ、この「ポンプの呼び水政策」の基本構図が確認されてよい。まさに「呼び水」と命名されるべき所以であろう。

そのうえでこの「第2期」の②「展開政策例」に視点を移そう。その場合、その焦点をなすのは、すでに別稿で検討した通り、国家による公共事業展開に立脚した公共投資に他ならないが、その内容としては、周知のTVAを代表とする電源開発や地方自治体と連携したハイウエー建設などが直ちに列挙可能である。しかもそこで決定的に重要なのは、それらの大型公共事業が赤字公債発行<sup>14)</sup>に立脚して展開された点であって、まさに、赤字公債にもとづく大型積極予算によってこそ国家政策としての展開が可能だったと考えてよ

い。

そしてそれを前提として、この公共事業の発注・実行過程の中に、過剰資本を抱える資本を誘引して過剰資本の稼働化と利潤・投資の誘発を促進すると同時に、失業者への雇用機会を創出することによって雇用と所得の拡大実現が目指されたと図式化できよう。しかも、その場合さらに注意が必要なのは、この公共事業に関する立案・実行の機関として「雇用促進庁」(Works Progress Administration, 35年)<sup>12)</sup> が特別に設置されたことであって、ここには、失業救済を国家の「責任」の下で実施すべきだ——とする、ニューディール体制の1つの基本理念が反映していると考えてもよい。したがって、その点をも含めて、この「呼び水」期における公共事業の枢軸的位置づけがいずれにしても明瞭だと思われる。

以上がこの「第2期」・「景気政策」の基本ラインだが、このような経済条件向上作用を労資関係面から支える政策として制定された法令として、次の2つが特に重要であろう。すなわち、まず1つ目は「社会保障法」(Social Security Act, 35年)<sup>13)</sup> であって、これにより「失業保険・老齢年金・公的扶助・社会福祉事業」が進められたし、次に2つ目のいわゆる「ワグナー法」(National Labor Relations Act, 35年)<sup>14)</sup> によって、団結権・団体交渉権・争議権の法制化とともに、「不当労働行為」規定の明確化および——その監視機関としての——「全国労働関係委員会」(National Labor Relations Board) が設置されていった。こうして、「第1期」におけるNIRA第7条(a)項の「労資関係」規定のさらなる拡充が実現したと整理されてよい。この「第2期」ではこの点の確認も必須だというべきであろう。

最後にこの「第2期」の③「意義」が総括されねばならないが、その評価のポイントは「乗数効果」の発現程度に帰着しよう。というのも、大型不況の渦中で、個別資本はその十分な「自律性=自動回復力」をすでに喪失してしまっていた以上、取得所得の投資・支出への円滑な転換をこそその発現条件とする「乗数効果」機能は、いまやその適切な展開能力を大幅に減殺されていた——からに他ならない。したがってこの事情にも制約されて、「第2期」の景気回復は——「第1期」と同様に——なお不十分なままに止まった(第1表)。

ついで(3)第3期として「補整的財政政策」期 (Compensatory Fiscal Policy, 37-39年)に入る。そこでまず①この「第3期」の「内容」から検出していくと、その直接的移行契機は「第2期」の限界自体に由来すると考えてよい。つまり、「第2期」=「ポンプの呼び水」政策は、そのネーミングからも明瞭のように、政府が「景気回復刺激を『一時的に』付与する」という、その「臨時性・一時性」にこそ力点があったが、37年を画期として、その「臨時性・一時性」は現実の前に修正を余儀なくされていく。というのも、景気の一定の好転を根拠としつつこの「一時性」制約にもとづいて、政府は政策発動の手を一旦緩めたが、その政策転換は直ちに「37年恐慌」<sup>15)</sup>に直結せざるを得なかった——からである。

こうして、景気回復のための初期的始動インパクトを与えるだけでは止まらず、資本の再生産過程の中で不足する有効需要を、国家が、財政の中にビルト・インされたスペンディング政策を通して不断に発動していく——というメカニズムの定着をみる。まさに、民間セクターにおいて不足する有効需要が、国家によって、自らの財政ルートを経由して絶えず「補給」されるという構図が創出されたわけであって、要するにここにこそ、この「第3期」政策における「補整的」(compensatory)という含意が、最も内容的に深く表現されているというべきであろう。その点で「第2期」との相違は明瞭といてよい。

ではついで、この「第3期」の②「政策展開例」はどう整理可能であろうか。さて、いま確認した通り、この「補整的政策」の主題が、何よりも「民間有効需要」不足の、国家による「継続的補完」にこそある以上、その発動形態が、『景気回復指向型』経費の財政への『継続的』組み入れ」として端的に発現していくのは当然である。換言すれば、「スペンディング政策の『恒常化』」に他ならないが、その場合、この「景気回復指向型・経費」の代表例として、例えば「失業対策費・公共事業費・農業保護費・社会保障費」などが列挙できるのは周知のことであろう。つづめていえば、このようなシステムの稼働によって、有効需要の人為的創出=過剰資本の処理が、国家の財政政策に媒介されつつ継続的に展開可能になったとみてよく、まさにその結果、「不況脱出を意図した、国家の経済過程への恒常的介入」が本格的に

現実化した(第1表)——と結論できる。

しかしこの「第3期」政策系に無視し得ない重大問題がないわけではない。そこで「第3期」の③「意義」の検出に進むと、その焦点は『「補整的政策」と「軍事化」との接続関係』に求められる。すなわち、この「補整的政策」がその効果を発揮しようとする程、それは、政府による「有効需要の人為的創出」の有効性程度の点からして、「経済の軍事化」との親和性を強めざるを得ないというロジックが明瞭であって、この点にこそ「補整的政策」の「限界＝問題点」が見て取れよう。したがって、第3期の「補整的財政政策」期は、「一定程度」の政策効果を発揮しつつも、やがて「軍事化」という到達点に帰結する以外になかったと集約できるように考えられる。まさに「歴史の皮肉」である。

こうして最後に(4)第4期として「軍事財政政策」<sup>15)</sup>期(39年以降)へと帰着する。そこで最初は①その「内容」だが、いま確認した通り、第3期の「補整的政策」は、結局は「軍事財政」の中でこそその最も適合的な効果を発揮していくこととなった。なぜなら、「軍事」はある意味では兵器その他を物理的に破壊する点に意味があり、しかもその結果として何等の新しい生産力＝供給力をも形成しない以上、いま直面している不況が、『需要を超過する供給』に立脚した『資本過剰』にその原因があるかぎり、財政資金を軍事発注に支出するというこの「軍事財政」こそ、過剰資本の解消＝景気回復にとって最も効率がいから——に他ならない。要するに、この「軍事支出」は、それが「物理的破壊」を決定的特性とする点に起因して、一方で「供給」を人為的に削減すると同時に他方で「需要」を無制限に喚起する、という特殊性を発現させるため、まさにその総合的作用の結果、「(供給超過型)需給ギャップ」の緩和・解消に対して、絶大なる有効性を発揮し得るわけである。ここに「戦争という犯罪」が「経済的效果」を帰結させる「毒」があろう。

そこで次にこの「第4期」の②「展開例」だが、それにはもはや多言は要しまい。要するに「財政資金の軍事費への集中的投入」以外ではないが、この「軍事費の中心性」をざっと確認すれば例えば以下のような数値が手に入る。すなわち、連邦政府における「国防費」(億ドル)の推移を追うと、38

年 = 9 → 39年 = 12 → 40年 = 16 → 41年 = 63 → 42年 = 260 → 43年 = 721<sup>17)</sup> という経過を刻む。見られる通り、第2次大戦勃発とも連動しつつ「軍事財政政策」期が始まる39年を画期として、その膨張が開始された点が一目瞭然の他、その後も、特に日米開戦を契機とする42年を境界にして凄まじい急上昇に移る。その結果、単純に計算しても43年には38年の実に80倍を超えているといつてよい。したがってこの意味で、この「第4期」を「軍事費」中心の「軍事財政」期と命名することには何の障害もあり得なく、こうして、「軍事財政」期は不可避免的に戦争体制へと接続していくのである。

以上を前提として、最後に③この「第4期」の「意義」を総括しておきたい。その視角からすれば、この「第4期」こそ——「純経済論理」的にいって——「過剰資本処理の『最効率モデル』」だという、すでに摘出した「冷厳な事実」に直面せざるを得ないのであって、事実、アメリカ経済は、この「軍事財政」期になって始めて不況脱出に成功した(第1表)と結論可能である。まさにその意味で、ここに至ってようやく「ニューディールの目的」が達成されたというべきであり、「ニューディール」は一応その終着点に到達した。

しかし、その時すでに第2次大戦は目前なのであって、歴史は次の歯車を回し始めた。

[3] 意義 以上のような具体的展開過程をふまえて、次にこの「ニューディール政策体系の全体的意義」を整理していこう。そこで全体的総括点は以下の3点に集約できるが、まず(1)第1点は「ニューディール政策の効果」論点に他ならない。その場合、この「効果」の焦点が何よりも「景気回復効果」にあるのは当然だが、その視点から評価すると、具体的にフォローした通り、ニューディール期・アメリカの景気動向は、「第1・2期」では景気回復はほとんど検出できなく、「第3期」になってある程度の回復基調をみせた後、ようやく「第4期=軍事財政政策期」に至って始めて本格的な景気上昇に移った——と構図化できる。したがって、「効果」評価ポイントは結局、『補整的財政政策』と『軍事的財政政策』との関連」に絞られてくるが、その判定は2通りに分かれよう。

つまり、1つ目の理解は、「後者」は「前者」の延長線上にその必然的帰

結として位置づくという論理に立脚した判定であって、ここからは、「軍事財政」もニューディール政策の『『正常』な一環』とみなせる以上、景気はニューディール政策によって回復・上昇したこととなり、したがって、ニューディール政策は「景気回復効果」を発揮した——という結論が導出される。それに対して2つ目の理解は、「後者」は戦争状態に起因した『『異常』な一環』であり、それ故「前者」から質的に分離されるという論理に立った判定であり、この方向からは、「軍事財政」はニューディール政策の「外部」に位置づくかぎり、ニューディール政策は景気回復を実現できなかったことになるから、最終的にはニューディール政策は「景気回復効果」をもたなかった——と判断される以外にない。

しかし、このような2様の理解については以下のように整理されるべきだと考えられる。つまり、「軍事財政」の中でこそ「補整的財政政策」の目的を完成させようとする、「資本の論理」に不可避免的に内在化する「魔力」を、あくまでも正当に重視するかぎり、『『補整的政策』から『軍事財政』への『必然的接続』』理解こそ正解であり、したがってその点を根拠とすれば、「前者の判定」こそが正鵠を射ていると整理されるべきだと。

ついで(2)「総括集約点」の第2点として、「ニューディール政策」の「構成体系要因」が明瞭化されていく必要がある。換言すれば、ニューディール政策体系の構成部分整理に他ならないが、それは、大まかにいって、「労資同権化」・「社会保障」・「景気政策」の3本柱に分類可能である。そこでその骨組みは以下のように構成されよう。

まず①「第1柱」として「労資同権化」体系が設定されてよい。つまり、この系列の政策群としては、「第1期」のNIRA第7条(a)項および「第2期」における「ワグナー法」がそれに該当するが、それらを通して、遅れていたアメリカにおける労資関係の「現代化」がようやく進行し始めたと位置づけられる。その意味で、ニューディール政策の中には、その不可欠の構成部分として「労資同権化」<sup>18)</sup>領域が包含されていた点が明瞭であろう。

そのうえで次に、②その「第2柱」を構成するものこそ「社会保障」体系に他ならない。この系列の具体例として指摘可能なのは、いずれも「第2期」に属する「社会保障法」と「雇用促進庁」とだが、この両者によって、「社

会保障・後進国」であるアメリカでもようやく「社会保障」の体系的整備が着手され始めたと考えてよい。その点で、ニューディール政策における「社会保障」的側面の存在が無視できないと考えられる。

そして最後に、③その「第3柱」として周知の「景気政策」が設定される。いうまでもなく「第1期」のNIRAやAAAがその代表例に当然挙げられるが、それに加えて、「第2・3期」における「公共事業」展開や「第4期」の「軍需」なども広い意味ではこの系列にいうまでもなく帰属しよう。まさにこれらを通して、景気回復を目指した、国家による有効需要の政策的発動が試みられていったのはいうまでもないことであり、この点から、従来、この「景気政策」がニューディール政策の中核として過大視されてきたといっ

てよい。要するに、ニューディール政策は、「労資同権化・社会保障・景気政策」というこれら3面から、まさに総合的・体系的にこそ把握されることが何よりも重要であろう。

そのうえで「総括集約点」の(3)第3点として「国家介入のパターン変遷」が表面化してくる。すなわち、ニューディール政策の各局面ごとに「国家介入パターン」の変化・移行が検出でき、その「パターン変遷」がニューディール政策の意義理解にとっての重要な鍵を握る——という点に他ならない。そこでこの視角から各フェーズにおける「国家介入パターン」を確定していくと、概略として、以下のような構図が現出してくる。

①「個別的救済政策期」——この局面では、各セクターの個別的状況に「個別的」に対応して、「失業救済策・賃金保障策・利潤保障策・農業救済策」などがバラバラに「対処療法＝応急処置」的に打ち出されたに過ぎず、したがって、「国家介入パターン」としても、一定の「基準」を欠いた、「非体系的性格」という「限界」が明らかに否定できない。

②「ポンプの呼び水政策期」——ついで「第2期」に入ると、景気回復の「呼び水」として公共事業を主軸とする公共投資が始動し、それによる「過剰資本と過剰人口との人為的結合」＝「景気の自律的上昇」が目指されたが、「国家介入パターン」からすると、一方で、「国家介入の課題明確化」という進展はあるものの、「ポンプの呼び水」というその「一時性・時間限定性」

に関する「限界」はいぜんとして払拭されることはなかった。

③「補整的財政政策期」——それに続くこの第3局面に移ると、一定の「相互的体系性」に立脚しつつ、民間部門で不足する有効需要を国家政策ルートを経由して「恒常的」に注入するという「基本基準」が確定して、「失業対策費・社会保障費・農業費・公共事業費」などの経費支出が拡大するのであるから、「国家介入パターン」の点では、不況の原因たる「『需要不足型』需給ギャップ」に対して、「有効需要の人為的創出＝拡大」という方向では確かに有効性を発揮したものの、「供給の人為的制限化＝削減」の方向では何等の方策も見い出せず、その点においてなお「限界」を残したといっよい。

④「軍事財政政策期」——そこで最後の「第4期」に到達するが、この段階では「財政における軍事費の中心化」が確定し、その結果、「戦争の特性＝破壊」に起因して、一方での「有効需要の『無制限』膨張」と他方での「供給の積極的『削減』」が進行する以上、「国家介入パターン」としては、戦争遂行という「国民的合意」型「正統性」にも立脚して、「供給削減」をも内蔵した、「国家介入パターン」のいわば「完成像」が現出しよう。

まさに、絵に描いたような、「国家介入パターン」の局面別移行が明瞭であろう。

## II ニューディール国家体制の展開

[1] 基本条件——管理通貨制への移行 以上でフォローしてきた「ニューディール政策」の具体的展開を前提として、次に「ニューディール体制」の「国家構造」へと視点を切り込ませていこう。そこでまず、「ニューディール国家」の「存立条件」そのものをなす、アメリカにおける「管理通貨制の成立」およびそれに立脚した「『拡張型』金融政策の形成」を確定しておかねばならない。この論点もすでに別稿<sup>19)</sup>で詳述した通りだが、さし当たりここでは、以下の3論点に即してそのストーリーを図式化しておきたい。

そこで①第1ステップは「アメリカ金本位制停止」の局面が全体のまず出発点をなす。その場合、この背景に、「アメリカ大恐慌→銀行恐慌→銀行休

業宣言」という、アメリカ金融体制における一連の動揺過程が進行していたのは周知の如くだが、その基盤の上で事態は以下のように推移した。すなわち、33年3月5日＝銀行休業令→同6日＝金銀輸出禁止実施→4月5日＝金退蔵禁止令→同19日＝「金輸出禁止令」という手順が踏まれていったのであり、まさにその結果として、アメリカ金本位制は最終的に停止を余儀なくされたわけである。したがって、金本位制停止がアメリカ大恐慌の帰結であることはいうまでもない。

こうして、31年7月＝ドイツ金本位制停止および同年9月＝イギリス金本位制停止に続いて、世界恐慌はついにアメリカをして金本位制にピリオドを打たしめた。そして、この「金本位制停止＝管理通貨制成立」こそ、この後、ニューディール政策展開を可能にさせる、その決定的な金融条件を担っていった——のはもはやいうまでもないことであろう。

ついで②第2ステップは「ドル切下げ追求」の局面に他ならない。その際、いま確認した「管理通貨制」が、——景気回復の基本「起動力」としての「価格上昇」を実現する現実的方策をなす——「ドル切下げ」の「前提条件」をなす点が重要であって、この為替操作としては具体的に次の3つが採用されていく。つまりまず(A)1つ目として「買いオペレーション」が指摘可能とあってよく、紙幣増発という露骨なインフレ政策を回避しつつ物価上昇を実現するためにこうした「買オペ」というマイルドな政策が試行されることになった。そのうえで2つ目として(B)政府による「金買い上げ政策」がくる。すなわち、ローズヴェルトは財務省に指令を発して、日々上昇する価格で金購入を実施させ、先の「買いオペ」とこの「金買い上げ」とを結合させて通貨量の拡張を追求し続けた。

しかしその成果は極めて不十分なままに止まる。例えば、34年1月までに金価格が69%も上昇したのに対して卸売物価は20%も上昇しなかったのであり、「価格上昇効果」は失敗に終わった。まさにこの反省と基礎の上にこそ「金準備法」が出現してくる。

そこで到達点としての(C)3つ目の措置が登場する。これこそ、「ドル引下げ」を最終的に確認した「金準備法」(34年1月)に他ならないが、その焦点は以下のような二段階的内容にあると整理されてよい。すなわち、まず前提とし

て、連邦準備銀行から財務省へと金貨・金地金が全て引き渡され、それを通して、財務省が唯一の合法的金保有者である点が確定される。そして、この第1段階ロジックを踏まえてこそそのうえで、大統領は——「トーマス修正」（金準備法によって再修正）を発動して——2月1日にドルの金価値を約40%切下げたのであり、ここに至って始めて「ドル切下げ」がようやく実現をみた。

要するにこの結果、ドルは当時の実勢に近い金1オンス=35ドルに最終的に固定されたと把握可能であって、この地点で「管理通貨制への移行」が完了したと考えられる。まさに、この「ドル切下げ」は、一面で「管理通貨制の『展開帰結』」であると同時に他面では「管理通貨制の『定着条件』」でもあるのであり、したがってこの2面からする「総合的位置づけ」という意味において、「金本位制離脱」と「ドル切下げ」という、「ニューディール政策」に適合した金融政策の新機軸が、ここで形成をみた——と結論できよう。

最後に③第3ステップとして、「管理通貨制」に根底的に立脚しつつ、「拡張的金融政策」の重要な一環を占めていく「銀行法」<sup>20)</sup>体制にも目配りをおきたい。その場合、ニューディール体制の範囲内にある「銀行法」は合計3つあってそう単純ではないが、まず(A)第1は「緊急銀行法」(33年4月)である。つまり、この「銀行法」は周知の「全国銀行休業宣言」をうけて文字どおり急遽成立したものだが、その目的は、何よりも銀行再開と当面の銀行恐慌克服のために必要な権限を政府に付与する点にこそあった。そして、その場合の政策的手段としては「政府による優先株購入—銀行自己資本補強」が注目に値し、この「新手法」によって、3月15日までに半数の銀行が営業を開始した他、さらに4月12日までには、預金総額の90%を占める、資産状態が健全と認められた1万3千行が再開に至ったといつてよい。こうして、銀行恐慌はそれ以上の悪化を免れて一応の安定が確保された。

しかし、なお約千行は閉鎖を続けていたし、「貸し渋り」もいぜんとして少なくはなかった。したがって、ヨリ強固な銀行立法の必要性は高かったのであり、その状況に促されて(B)第2に「33年銀行法」(33年6月)が成立をみる。周知の通り、この法律は——それが別名「グラス=ステイーガル法」と呼ばれるように——「銀行業務と証券業務との分離」規定にこそ、その特

徴があったが、その他の「預金保険制度」規定などをも含めて、この「銀行法」を通して、「ニューディール型銀行政策」のいわばその基本枠組みが創設されたと考えてよい。まさにこの点にこそ「緊急銀行法」を超えるその意義が見て取れよう。

そのうえで(C)第3として「35年銀行法」(35年7月)が位置づく。その際、「政府の民間銀行への規制」はすでに指摘した2つの銀行法によって内容的には完結したと判断してよく、この第3次銀行法の主課題はむしろ「連邦準備制度」の整備にこそあった。事実、「連邦準備制度の拡充・強化」関連項目の比重が大きく、例えば、「連邦準備制度のワシントンへの集権化」・「連邦準備局の連邦準備制度理事会への再編」・「準備率変更および再割引率変更権限の理事会への付与」、などが特に注目に値しよう。その結果、「加盟銀行—政府—連邦準備制度」という全体的システムが体系化されたと整理してよく、それを通じて、ニューディール政策が現実的に作動していくための、その制度的インフラが整備されることになった。まさに「ニューディール政策」発動の基本ルートの形成である。

[2] 体制構造 以上のような「基本条件」を前提にして、直ちに「ニューディール国家体制」の現実的「体制構造」へと視点を転回させよう。その場合、すでに簡単に総括したように、「ニューディール政策」はその内容構成上「労資同権化・社会保障・景気政策」という3系列論理からなっていたが、それに対応して、「ニューディール国家体制」も、以下の通り、これら3側面の「体制構造」から構成されていると図式化可能である。

## I 労資同権化

①NIRA (33年) 第7条(a)項——NIRAのうちいわゆる「労資関係規定」ブロックにおいて規定された内容であって、「大統領承認前の産業組合には法の利益は保障されない」という「大統領監督権限の確認」(6条)を前提にしたうえで、第7条(a)項において「団体権規定と最低賃金・最長労働時間規定」という「労働保護規定」が明記されていく。まさにこれによって、団結権・交渉権が明示されるとともに、そこから発生する争議に対する調停機関として「全国労働委員会」<sup>21)</sup>(NLB)の設置が認められた。こうして、ア

メリカにおける「労働基本権付与」が確立をみるのであり、「労資関係の『現代化』」がまず始動する。

②「ワグナー法」(全国労働関係法, 35年)——NIRA 第7条(a)項はアメリカにおける「労資関係法制」の出発点として象徴的意義をもったが、それがもつ、「対資本家への遵守義務規定」欠落という限界をさらに克服したもののこそ「ワグナー法」に他ならなかった。そしてこの法律の重要点は2つあり、まず1つは、すでにNIRAによって明示された「団結権・団体交渉権」を前提にしつつその保護を法制化するとともに、さらに進んで、「組合活動や採用条件に対する資本家の干渉・抑制・強制・差別」を「不当労働行為」(unfair labor practice)として明確化する(第7・8条)。ついでもう1つは、その監視機関として「全国労働関係委員会」<sup>23)</sup>(NLRB)を設置し、独立行政委員会の権限を行使して「不当労働行為」の阻止と団交方式・手続などに関して労働者の権利を保護した(第3・6・9・12条)。要するに、法的に「保護」されるべき「権利」として「労働基本権」が明確化されたといつてよく、その点で、NIRA次元からの内容的飛躍が評価されるべきであろう。

③意義——こうして、労働者はアメリカ史上初めて労働基本権を得たわけであり、まさにそれを通して、「労資関係の『妥協的安定化』」が指向されたと総括可能だと思われる。

## II 社会保障

①「社会保障法」(Social Security Act, 35年)——この「社会保障法」は、周知のように(a)連邦が所管する「老齢年金保険制度」と州管轄の「失業保険制度」から構成される「社会保険制度」、(b)国家負担によって老齢者・障害者への援助をおこなう「公的扶助制度」、(c)州管掌の「母子衛生事業・児童福祉事業・身体障害児事業」に対して財政支援を展開する「社会福祉事業」の3本柱からなり、その実施機関として「社会保障局」が新しく設置された。もちろん、内容的には、「社会保険と福祉事業の混成」・「掛け金負担の購買力削減作用」・「適正な統一的適用基準の欠落」などが否定できないにしても、この「社会保障法」には、社会保障の担い手として国家を登場させたとともに、連邦から地方への恒常的な財政助成を可能にした点で、まさに画期的な

意義が確認できる。

②「雇用促進庁」(WPA, 35年)——よく知られている通り、このWPAは、「経済保障計画の目標は雇用の最大限の拡大」であるとする「経済保障委員会」報告に由来して、「失業労働者に対する国家による直接的な雇用保障こそ連邦政府の最大任務だ」という理念に基づいているが、その点から、(a)「救済対象を『雇用可能者』と『雇用不能者』とに区分し連邦の責任範囲を前者に限定したこと」、(b)「連邦政府が失業者に対して公的雇用の供与を約束したこと」、(c)「『雇用不能者』の救済を地方・州の責任としつつそれに対して一定の連邦援助を与えること」、の3点が基本方針とされている<sup>23)</sup>。そしてこの方針に沿って「緊急雇用計画」が発表されつつ、同計画のまさに実施機関としてこそこのWPAが稼働していった。要するに、「『雇用保障』は連邦政府による『国家的責務』である」という理念を確定しつつ、それに立脚して「雇用創出効果」——家計支持失業者に対する何らかの雇用所得保障——を発揮した点にこそ、このWPAの意義が見て取れよう。

③「意義」——そうだとすれば、このような社会保障体制構築を通じて労働者の「雇用創出・所得確保・生活状態改善」が目指されたのであり、その意味で、「労働者における反抗・不満足識の『吸収・解消』作用」という基本「意義」がそこからは検出可能だといってよい。

### Ⅲ 景気政策

①NIRA(全国産業復興法, 33年)——NIRAでは、先にみた「労資同権化」規定とともに「景気政策」<sup>24)</sup>規定も極めて重要であって、この「景気政策」ペクトルでは以下の2側面が注意に値する。まず1つの側面は「対資本」サイドに他ならず、「公正競争規約」の設定にもとづいて「国家介入に立脚した『カルテル形成促進策』」が規定され、しかもこれらの規約・協定・許可の「反トラスト法からの免除」も盛り込まれたのであって、要するに「カルテル容認」に立脚した「資本への利潤保障」作用が明瞭であろう。ついでもう1つの側面こそ「対労働者」サイドだといってよく、周知の第7条(a)項の中で——「労働基本権付与」とともに——「最低賃金制」規定が明記されることによって、「労働者への賃金保障」が重視されるに至った。もちろん、

この2側面の相互連関が不統一であったため、その現実的効果が乏しかったという限界はすでに明白だが、しかし、「企業利潤保障→投資拡大」と「労働者賃金保障→消費拡大」とを結合させて「景気回復・拡大」を追求する——という指向性が「景気政策」として定着した点は、決して無視されるべきではない。

②AAA（農業調整法、33年）——いうまでもなくこのAAAは、大型不況の1つの基本底流をなす「農産物過剰」<sup>25)</sup>に対応した法制であり、その点で「農産物価格支持」をその中核にしているのは当然だが、例えばその「価格支持」操作手段としては、「減反による生産制限」・「政府による買支え」・「流通の組織化」などが採用された。その場合、「減反＝生産制限を通じた価格維持」である以上、国家統制を付随させた「縮小均衡型」政策に制約されて、その「景気刺激効果」が決して大きくない点はなお否定できないものの、「農産物価格支持システムに対する国家介入機構の整備」という成果も同時に強調しておく必要がある。したがって、「農産物価格支持→農家所得保障」というルートを通じて「景気回復」を目指すという点に、このAAAの「景気政策」としての意義が確認されてよい。

③意義——要するに、NIRAおよびAAAの両者は、「景気回復」を目標として、政府がそれぞれ独自の法制・機構を準備し稼働させたという点に従来レベルからの新基軸性が確認できるのであり、まさにその意味で、「景気対策の『体制的定着化』」という側面にこそ、この「景気政策」体制の枢軸点が設定されるべきであろう。

【3】全体的総括 以上のような点検を前提として、次に「ニューディール国家体制の特質」を全体的に「総括」していきたい。そこで「特質」の(1)まず第1はその「性格」だが、それは以下の3点に整理可能である。つまり、最初に①1つ目はその「非体系性」であって、「ニューディール体制」の全体にその統一的・一貫の理念が欠如している点に他ならない。しかし、すでに繰り返し確認してきた通り、それが本来「対処療法的・応急処置的」に形成され進行してきた体制である限り、この性格は、「ニューディール体制」にとって初めから解消不能な、いわば「宿命的」なものともみられないであろう。ついで②2つ目にその「利害対立」的性格が指摘されてよいが、そ

の「対立」軸は概ね以下の3側面から構成されていく。すなわち、まず1つは(A)「資本-労働-消費者」間の「利害対立」であり、具体的にフォローしてきたように、それぞれの国家政策が、「資本」・「労働者」・「消費者」という階層レベルにおいて、その3者に対して様々な対抗的利害状況を派生させてきたと判断する以外にはない。それに加えて2つとして(B)同じいわば「体制保持」サイドにおいても、「工業利害」と「農業利害」との間での「利害対立」が顕著であって、最も典型的には、NIRAにおける「工業利益優先」とAAAにおける「農業利益優先」とが鋭く対立したと図式化できる。そして、そのうえで3つには(C)「政府-資本」の間にも「相互不信」が存在し、それが、一面では「ニューディール連合」の統一性を阻害したとともに他面で「ビジネス・コンフィデンス」を喪失させることによって、全体として「ニューディール政策」の効果を弱めた。

しかしそれだけではない。最後に「性格」の③3つ目として、いわばニューディールを巡る「理念対立」も無視できない。具体的に整理すれば、ニューディール体制の進行を、それに内在する「3R」(「Recovery=回復」, 「Relief=救済」, 「Reform=改革」)のうちのどのレベルまで推進するのか——に関する不整合といてよく、政府をも含めて各階層間には極めて大きな隔絶があった。したがって、この「ニューディール体制」は、単に「利害状況」そのものにおいてだけでなく、そもそもその形成基盤たる「理念」自体にこそ無視できない「不統一」を抱えていたのであり、まさにそこに、「ニューディール体制」のその「基本的性格」が求められてよいと考えられる。

しかしそのうえで、(2)次に第2に「ニューディール体制」の「意義」も決して軽視されてはならない。そこでその「意義」の①1つ目は何よりも「利害対立の調整」側面に他ならない。いま確認した通り、「ニューディール体制」には多面的な「利害・理念対立」が伏在していたが、それにもかかわらず、それらの「対立・矛盾」は体制破綻として爆発することなく、「1930年代-第2次大戦期-戦後期」を通じて、いうまでもなく一定の体制的保持を継続させた。その点は、ドイツ＝「ナチス体制の崩壊」や日本＝「天皇制ファシズムの崩壊」の場合とは決定的に異なるのであって、「ニューディール体制」のもつ「利害調整＝体制統合・組織化」作用の明瞭性が、その「意義」

として一目瞭然だといってよい。

ついで②2つ目の「意義」は、「ニューディール体制」が「戦後体制の出発点」<sup>26)</sup>を画した点であろう。その具体的内容としては、例えば(A)「景気政策」——スペンディング政策の恒常化に立脚した「景気政策」の戦後における体制的定着、(B)「労働政策」——1946年「雇用法」に代表される「完全雇用体制」の戦後型・体制的追求、(C)「農業政策」——農産物価格支持メカニズムを基軸とした「農業政策」の戦後段階における体制的整備、の「3本柱」が直ちに指摘可能だが、戦後期に確立して本格的に展開していく「戦後型体制」のその「出发点」が、何よりもこのニューディール期にあったことが明瞭であろう。まさに「ニューディール体制」こそ「戦後体制」の源流を形成したわけである。

そのうえで最後に「意義」の③3つ目こそ、「体制統合」様式におけるその「柔構造的」に他ならない。すなわち、「ニューディール体制」が発揮した「体制統合」の、その「スタイル=方式」にまでさらに立ち入ると、その際だった特質は何よりもその「非ファシズム型=『民主主義型』」に求められる。その点は、例えば「ナチス・ドイツ型」や「日本・天皇制ファシズム型」と比較すれば明白といってよく、多面的・多層的な「利害対立」を「権力的・暴力的」方式で「裁定」するのではなく、それを、基本的には「政党・議会・選挙」を通していわば「民主主義」的に「統合化」した点にこそ、「ニューディール型・体制統合」のその「意義」があった。総じて「現代資本主義型『体制組織化』」の「基本モデル」が、この「ニューディール型」の中で定置されたと考えられる。

以上のような「ニューディール体制」の「性格・意義」を前提にして、最後に第3に③その「限界」についても関説しておきたいが、これに関しては——これまでの具体的な検討から必然的に導出できるように——概略として以下の3点に集約可能であろう。すなわち、①「景気回復の不成功」——「軍事財政期」を除外すれば「ニューディール体制」期の範囲では、結局、明確な「景気回復」には成功し得なかった点、②「独占資本優位化」——「ニューディール体制」の展開は、いくつかの変曲点を経過しながらも、最終的には「巨大独占資本」の体制的支配化=定着化を帰結させる以外になかっ

た点、③「戦争体制への連続性」——「ニューディール体制」は、様々な局面と政策手段を提示した結果、その「帰着点」として「戦争体制＝第2次大戦」に到達する他なかった点、これである。まさに「資本主義的『社会管理』」の根底的「限界」だと総括されるべきであろう。

### Ⅲ 「ニューディール体制」の国家構造

[1] 成立条件 さてようやく最後の論理環へと到達した。そこで残された課題は、ここまでフォローしてきた「ニューディール体制」の展開と意義とを前提にして、この「ニューディール体制」を「ニューディール国家構造」として総括すること——に他ならない。そして、それは、この「ニューディール国家」が主体となって編成される「アメリカ型現代資本主義」の歴史的位相を検出する作業にも同時に連結していくように思われる。

早速まず(1)第1に、「ニューディール国家」の基本的「成立条件」から考察を開始すると、そのポイントとしては何よりも「管理通貨制」の絶大なる役割が特筆されてよい。そこで①まずこの「管理通貨制」の「前提」から入ろう。この点に関してはすでに詳述したが、「アメリカにおける管理通貨制成立」は、いうまでもなく1933年4月の「金退蔵禁止令」および「金輸出禁止令」を契機にしている。まさにこの2つの法令を根拠とした「金本位制の停止」によってこそ「アメリカ管理通貨制」は誕生をみたのであり、したがってそれが、アメリカ大恐慌の直接的帰結である点については何の疑念もあり得ない。

その事情を踏まえて②次に管理通貨制の「メカニズム」へと進むと、その主要な「機構ライン」は概略として以下のような図式を描こう。すなわち、「管理通貨制」→(中央銀行)通貨量の政策的コントロール→赤字公債の「弾力的」引受け可能→(政府)財政資金の円滑な調達可能→国家政策の「拡張的」発動可能→公共事業費・社会保障費・軍事費膨張→「ニューディール政策展開可能」、という論理系であって、「ニューディール政策展開」が「管理通貨制メカニズム」に支えられて始めて実現可能だった点——が一目瞭然とあってよい。まさに、管理通貨制がもつ絶大なる「政策実現力」とい

うべきであろう。

そうであれば、③管理通貨制の「意義」は結局以下のように集約可能である。つまり、「管理通貨制＝アメリカ・ニューディール国家の『基軸』」という定式化、これである。

〔2〕体制課題 とすれば、「ニューディール国家」は、この「管理通貨制」を「基軸」として(2)どのような「体制的課題」を追求しようとしたのか。その場合、この「国家課題」を区分するとさしあたり「政治的課題」と「経済

第2表 労働組合員数・労働運動

年次	組合員数 (万人)	組織率 (%)	労働争議			労働争議の事由		
			件数	平均継続日数	参加人員(万人)	賃金・時間	組合承認	その他
1933	286	11.5	1,672	16.9	114	926	533	213
1934	325	12.0	1,817	19.5	148	717	835	265
1935	373	13.4	2,003	23.8	110	760	945	298
1936	416	13.8	2,156	23.3	71	756	1,083	317
1937	722	22.8	4,720	20.3	195	1,410	2,728	582
1938	827	27.8	2,772	23.6	69	776	1,385	611
1939	898	28.9	2,639	23.4	118	699	1,411	529
1940	894	27.2	2,493	20.9	57	753	1,243	497

出典) U. S. Department of Commerce, Bureau of the Census, *Historical Statistics of the United States, Colonial Time to 1970*(Washington, D. C. : Government Printing Office, 1976), pp. 98-99.

前掲, 河内『ニューディール体制論』234頁。

第3表 ストライキ件数・参加労働者数(1927-1939年)

年次	スト件数	平均	参加者数(千)	平均(千)
1927	707		330	
1928	604	744	314	311
1929	921		286	
1930	637		183	
1931	810	763	342	283
1932	841		324	
1933	1,695		1,168	
1934	1,856	1,855	1,467	1,251
1935	2,014		1,117	
1936	2,172		789	
1937	4,747	3,074	1,860	1,127
1938	2,772		688	
1939	2,613		1,170	

〔備考〕作成の方法は、秋元英一『ニューディールとアメリカ資本主義』(東京大学出版会, 1989年), 55頁に基づく。

出典) 第2表に同じ。

的課題」とに分けられるが、まず①「政治的課題」を検出しよう。そこでいくつかのポイントから解析していくと、この第1「課題」は、(a)「名称」－「階級宥和策」、(b)「意味」－「政治的安定化作用」、(c)「内容」－「階級対立緩和」、(d)「背景」－「政治的危機（階級闘争・労働運動<sup>27)</sup>・農民運動激化）に対応」（第2・3表）、という構造を有する。つづめていえば、「体制的危機」に直面して、主に「政治的側面」から「資本主義の体制的安定化」を試行するものだといってよい。

次に②「経済的課題」に移ると、この第2「課題」は以下のように組立てられる。すなわち、(a)「名称」－「資本蓄積促進策」、(b)「意味」－「経済的安定化作用」、(c)「内容」－「景気回復・維持」、(d)「背景」－「経済的危機（大型不況）に対応」、という構造をもつのであって、総じて、「体制的危機」に臨んで、主に「経済的側面」から「資本主義の体制的安定化」を目指すものと要約可能であろう。こうして、「ニューディール国家」は「階級宥和策・資本蓄積促進策」という「2つの課題」を両輪として運動展開を実行した——と整理できるが、まさしくこれら「2つの課題」の総合化を通してこそ、「アメリカ資本主義全体の『管理・調整・組織化』」が追求されたと総括されてよい。

そのうえで、③先に提示した、「ニューディール体制」の「3本柱」を構成する「労資同権化・社会保障・景気政策」は、この「2つの課題」に対してそれぞれどのような位置に立つのか。そこで(a)まず1つ目に「労資同権化」だが、すでに検討したようにその力点が「労資関係の妥協的安定化」にある以上、これが「階級宥和策」と「直接的対応」関係にあるのは贅言を要しない。しかしそれだけではなく、この「労資同権化」は他方で、労働者権利の保障－生活条件の改善にも連結する点を根拠にして労働者購買力の向上も期待できるから、それがもう1つの「課題」たる「資本蓄積促進策」にも一定程度は資するといえよう。したがって、この「労資同権化」は、一方で「階級宥和策」と「直接的」に対応するだけでなく、他方で「資本蓄積促進策」とも「間接的」に連動していくかぎり、それが「ニューディール国家」の「課題」を現実的に担っているのは明白といってよい。

ついで(b)2つ目として「社会保障」はどうか。しかしここでも論理の筋は

明瞭であって、この「社会保障」のポイントが「労働者対立・不満の吸収・解消」にこそある以上、それがまず何よりも「階級宥和策」に「直接的」に結び付くことは当然である。そのうえでそれに加えて、他面では、「社会保障」が各種の給付増加を実現して労働者所得と消費拡大を現実化するため、それが結果的に「資本蓄積促進策」としての効果を発揮していくのも決して軽視できない。その意味で、この「社会保障」は、「直接・間接」両面からして、「ニューディール国家」のまさに現実的な「課題担い手」となっているわけである。

そして最後は(c)3つ目の「景気政策」だが、「景気対策の体制的定着化」を意味するこの「景気政策」が——資本の収益上昇を目的とする——「資本蓄積促進策」と「直接的」対応関係にあることはまずいうまでもない。その点でこの関連は一目瞭然だが、それだけではなくさらに、この「景気政策」が資本の収益関係を好転させることを通して「雇用拡大・賃金上昇」に連結することになれば、そこから「階級宥和策」へも結果的には接続するともいえる。要するに、「景気政策」は「直接・間接」の両ルートを媒介にして、「ニューディール国家」展開の、その現実的遂行主体になっていると結論可能であろう。

〔3〕定義 以上の考察に立脚して、「ニューディール国家」を全体的に(3)「定義=総括」していこう。まず①「ニューディール国家」の「定式」が確定されねばならないが、定式的に表現すれば次のように集約できる。すなわち、「ニューディール国家」とは、「アメリカ資本主義の『体制的危機』（「階級闘争激化」プラス「大型不況」）の下で、『階級宥和策』と『資本蓄積促進策』とを発動することによってアメリカ資本主義の全体的『組織化』を目指す、まさにその『権力的編成主体』に他ならない——と。そしてその際にくれぐれも重要なのは、この「定式」においてキ・ポイントをなす「組織化・編成」の中味であって、それを単なる「多面的利害」に還元・解消してはならない。そうではなく、「ニューディール国家」によって「組織化・編成」されるべき対象は、何よりも「物質代謝過程の『資本主義的運営』」そのものであり、したがって、それによって持続が可能になる「資本主義的再生産過程」の続行こそが、この「組織化・編成」の目的なのである。「ニュー

ディール国家」が単なる「多元的国家」<sup>28)</sup>と区別される所以であろう。

もしこのような「定式化」が可能であれば、そこから、②「ニューディール国家の『歴史的位置』」も以下のように直ちに導出されてくる。すでにいくつかの別稿<sup>29)</sup>を通して確定してきたように、資本主義国家は、資本主義の歴史的発展段階に対応して、「重商主義国家→自由主義国家→帝国主義国家」という「段階論型・展開過程」を辿った後、第1次大戦後のドイツ革命に立脚した「ドイツ・ワイマル国家」<sup>30)</sup>においては、それ以前の国家類型とは区別可能な、「現代国家」の「過渡期的・早熟的」<sup>31)</sup>発現形態が確認できた。まさにこのような「資本主義国家の歴史型」および「現代国家の『過渡期型』」の延長線上にこそ、「ニューディール国家」はその「歴史的位置」を体系的に確保するといつてよい。

すなわち、言葉を惜しんで表現すれば、ワイマル国家における「過渡期的・早熟的」という制約が解除されることによって、「現代国家」がその歴史的特質を全面的・典型的に表出可能になった「国家類型」こそ、まさしく「ニューディール国家」に他ならない——ということであり、したがってその意味で、この「ニューディール国家」こそ「現代国家の『典型パターン』」だと結論できよう。その場合、「ニューディール国家」における、「ワイマル国家」と比較した際のこの「典型性」論拠が、何よりも、「階級宥和策・資本蓄積促進策」展開を構造的に支える「管理通貨制の体制的確立」にこそあるのは自明であって、「現代国家」における「管理通貨制」の基軸性が改めて注目されると考えてよい。

そこで最後に③「ニューディール国家」の「射程」をも視野に入れておこう。つまり、「現代国家の『典型』」に他ならないこの「ニューディール国家」によって「組織化・編成」されていく、「アメリカ資本主義」における「新位相」の体系的把握だが、それこそ、「アメリカ型『現代資本主義』」と命名されるべき、アメリカ資本主義の、「新たな資本主義システム」以外ではあるまい。したがって、ここまで視界を広げてより広い角度から換言すれば、いまや結局以下のように結論可能であろう。すなわち、「ニューディール国家」こそ、「アメリカ型現代資本主義」における、その「組織化・編成」の「権力的主体」そのものなのだ——と。この点に「ニューディール国家」の

枢軸点を定置したい。

まさにこの意味に即してこそ、「ニューディール国家」は、「ナチス国家」<sup>32)</sup>・「日本天皇制国家」と相い並んで、「現代国家」<sup>33)</sup>のその重要基本類型を構成し得るのだと考えられる。

## おわりに

全体の最後に、特に「ワイマル国家」と対質化させる<sup>34)</sup>ことを通して、「ニューディール国家」の「総合的特質」を摘出しておきたい。そこでその視点に立つと、これまでの具体的考察を前提にすれば、「ニューディール国家」には概略的にみて以下の「4基本ライン」が貫徹していると整理可能だと思われる。

すなわち、[A] まず第1は「全体基軸ライン」であって、「アメリカ大恐慌→世界恐慌波及→大型経済不況化→経済的危機発生→投資・景気回復必要→『資本蓄積促進策』発動」という「体制課題」を意味する。

ついで[B] 第2は「促進機構ライン」に他ならず、「景気下落→大量失業→雇用・賃金縮小→労働・農民運動激化→政治的危機発生→政治的安定化策必要→『階級宥和策』発動」という「課題激化要因」に関わる。

さらに[C] 第3に「資本状況ライン」が加わり、「大型不況進行→過剰資本累積化→長期停滞持続→企業収益・生産性低下→経済余剰形成困難→『資本主導型』利害対立調整困難」という「限定条件」が発生する。

最後に[D] 第4としてこそ「最終定着ライン」が発現し、「資本制的再生産過程維持必要→『国家主導型』利害調節不可避→拡張的財政・金融政策必要→『管理通貨制』条件確保→『ニューディール国家システム』定着可能」という「現代国家現実化」が帰結する。

まさにこのような基本条件に立脚して「ニューディール国家」は歴史的に形成をみた。

したがって、ここから「ニューディール国家」の「歴史的特質」が以下のように摘出可能であろう。すなわち、Ⅰ「国家による利害対立調整の最も典型的な発現」＝「現代国家の『典型モデル』」、Ⅱ「国家による利害調節の最

終目的としての『資本制的再生産過程』維持」＝「現代国家の『究極目的』」, III「国家による利害調節の基本ルートとしての『階級宥和策・資本蓄積促進策』明示」＝「現代国家の『政策手段』」, IV「国家による利害調節の基本条件としての『管理通貨制』明確化」＝「現代国家の『存立条件』」, という4側面これである。要するに, 「『存立条件を欠いた』＝『早産した』現代国家<sup>33)</sup>」としての「ワイマル国家」と比較した, 「『存立条件を具備した』＝『典型的』な現代国家」としての「ニューディール国家」という, その「対照性」にこそ, 「ニューディール国家」の, その「歴史的特質」がある——と結論される以外にはない。

- 1) 拙稿「ドイツ・ワイマル国家の基本構造」(『金沢大学経済学部論集』第25巻第2号, 2005年)。
- 2) 「大戦の帰結」を巡る諸問題について詳しくは, その外交・政治・経済各面からの考察を含めて, 拙稿「第1次大戦の政治経済的帰結」(『金沢大学経済論集』第36号, 1999年)年を参照のこと。
- 3) この「相対的安定期」の全体的構造に関しては, アメリカ・イギリス・ドイツを3極にして, すでに拙稿「1920年代の資本蓄積機構」(『金沢大学経済論集』第38号, 2001年)において考察した。
- 4) 「再建金本位制」の成立・特質・解体についての詳細は, 宇野弘蔵監修『帝国主義の研究』2(青木書店, 1975年)113-157頁の体系的かつ広範な叙述が極めて優れている。
- 5) 世界恐慌の関連文献はそれこそ山ほど存在するが, 取りあえず以下の作品が参照されてよい。吉富勝『アメリカの大恐慌』(日本評論社, 1965年), 前掲, 宇野監修『帝国主義の研究』3(青木書店, 1973年), 侘美・杉浦編『世界恐慌と国際金融』(有斐閣, 1982年), 侘美光彦『世界大恐慌』(御茶の水書房, 1994年), 柴田徳太郎『大恐慌と現代資本主義』(東洋経済新報社, 1996年)をみよ。さらに, 拙稿「アメリカ株式ブームの形成と崩壊」(『金沢大学経済論集』第39号, 2002年), 「世界恐慌の勃発」(『金沢大学経済論集』第40号, 2003年), 「1931年ドイツ金融恐慌の勃発」(『金沢大学経済論集』第41号, 2004年), も参照されたい。
- 6) 拙稿「ニューディール政策の展開と景気変動過程」上・下(金沢大学大学院社会環境科学研究科『社会環境研究』第10・11号, 2005・2006年)。
- 7) ニューディール政策の基本的展開に関しては, 例えば, 東大社研編『ナチス経済とニューディール』(東大出版会, 1979年), 小松聡『ニューディールの経済体制』(雄松堂出版, 1986年), 土生芳人『大恐慌とニューディール財政』(東大出版会, 1989年), などを参照のこと。

- 8) このNIRAの背景・内容・意義について詳しくは、なによりも榎本正敏編著『現代資本主義の基軸』（雄松堂出版、1984年）が参照される必要がある。その体系的な展開は特に優れている。
- 9) AAAの立ち入った内容・特質・意義に関しては、取りあえず、アメリカ経済研究会編『ニューディールの経済政策』（慶応通信、1965年）および馬場宏二『アメリカ農業問題の発生』（東大出版会、1969年）が参考になる。
- 10) 第7条(a)項を焦点とするこの「同権化」に関しては、例えば戸塚・徳永編『現代労働問題』（有斐閣、1977年）173-175頁に詳しい。
- 11) 周知の通り、この「第2期」以降「連邦公債」の発行は顕著な増加傾向を辿るが、ざっとその数値（100万ドル）を拾えば以下のような様相を呈する。すなわち、1930年=162→32年=195→34年=271→36年=335（森恒夫『現代アメリカ財政論』日本評論社、1979年、143頁）となるのであって、36年には30年の実に2倍を超えている。
- 12) WPAの成立・内容・実態・意義に関しては、前掲、小松『ニューディールの経済体制』110-169頁の叙述が体系的かつ多面的で優れている。
- 13) この社会保障法の立ち入った内容については、何よりも紀平英作『ニューディール政治経済秩序の形成過程の研究』（京大出版会、1993年）第4章が参照されねばならない。また最近の成果としては、河内信幸『ニューディール体制論』（学術出版会、2005年）第4章をみよ。
- 14) ワグナー法の背景・成立・意義などについて詳しくは、前掲、戸塚・徳永編『現代労働問題』180-8頁の他、前掲、紀平『ニューディール政治経済秩序の形成過程の研究』第4・5章、前掲、河内『ニューディール体制論』第5章、を参照のこと。
- 15) 「37年恐慌」の詳細に関しては、例えば、前掲、東大社研編『ナチス経済とニューディール』292-97頁、前掲、河内『ニューディール体制論』第8章、などが参考になろう。
- 16) アメリカ経済の「軍事化」に関する緻密かつ広範な研究作品としては、河村哲二『第2次大戦期アメリカ戦時経済の研究』（御茶の水書房、1998年）が極めて優れている。ぜひ参照のこと。
- 17) この数値は和田・鶴川編『現代の財政』（世界書院、1990年）40頁・表2-1による。
- 18) この「労資同権化」の本質的意義については、何よりも加藤栄一『ワイマル体制の経済構造』（東大出版会、1973年）が参照されねばならない。本稿も基本的にその視角に立脚している。
- 19) 前掲、拙稿「世界恐慌の勃発」22-24頁。
- 20) この「銀行法」体制の展開についても、前掲、拙稿「ニューディール政策の展開と景気変動過程」（上）10-11頁ですでに検討した。また秋元英一『世界大恐慌』

- (講談社, 1991年) 137-41頁もみよ。
- 21) NLBの具体的内容については、例えば前掲、河内『ニューディール体制論』167-72頁などをみよ。
  - 22) NLRBの立ち入った機能に関しても、前掲、河内『ニューディール体制論』301-4頁を参照のこと。
  - 23) これらの詳細な展開については、前掲、小松『ニューディールの経済体制』136-48頁をみられたい。
  - 24) このNIRAの景気政策面については、すでに前掲、拙稿「ニューディール政策の展開と景気変動過程」(上)2-5頁で立ち入った検討を加えた。
  - 25) この「農産物過剰」問題は他方でいうまでもなく「農業金融システム」と連動しているが、その機構の代表をなす「商品信用公社」(CCC)の立ち入った内容に関しては、前掲、東大社研編『ナチス経済とニューディール』272頁が参考になる。
  - 26) 「アメリカ戦後体制」の関連文献は極めて多いが、その全体像提示という点で優れた作品としては、例えば石崎・佐々木・鈴木・春田『現代のアメリカ経済』(改訂版, 東洋経済新報社, 1988年), 河村哲二『現代アメリカ経済』(有斐閣, 2003年), などがある。
  - 27) 通常、大恐慌期アメリカについては、「反体制運動」におけるその消極的性格が喧伝されるが、決してそうではない。むしろこの時期には、かなり劇的な農民運動・労働運動の活発化が確認され、それを通じて「政治的危機」の発現をみるといってよいが、この大恐慌期アメリカのそのような「反体制運動」展開について詳しくは、前掲、河内『ニューディール体制論』第7章を参照のこと。
  - 28) この「多元的国家論」をも含めて、「ニューディール国家論」を巡る諸説の論争・評価の詳細に関しては、前掲、小松『ニューディールの経済体制』第Ⅲ部第2章が参照されるべきであろう。さらに、前掲、河内『ニューディール体制論』では「ブローカー国家」なる概念が提起されているが、その立ち入った含意については、例えば231頁などをみよ。いずれにしても、単なる「多元的国家」や「ブローカー国家」という点にではなく、何よりも、「資本制システム『維持』」を課題としたその「反革命」性にこそ、「ニューディール国家」の死活問題的目的が帰着すること——が重要であろう。
  - 29) 「イギリス重商主義国家の基本構造」(『金沢大学経済学部論集』第22巻第2号, 2002年), 「イギリス自由主義国家の基本構造」(『金沢大学経済学部論集』第23巻第2号, 2003年), 「ドイツ帝国主義国家の基本構造」(『金沢大学経済学部論集』第24巻第2号, 2004年)。
  - 30) 「ワイマル国家」の立ち入った構造・本質に関しては、前掲、拙稿「ドイツ・ワイマル国家の基本構造」においてすでにある程度は集中的に考察を終えた。
  - 31) この「過渡期的・早熟的」性格のニュアンスについては、前掲、加藤『ワイマル体制の経済構造』序章において極めて優れた考察が展開されている。本稿の基

本視角もそれに立脚している。

- 32) 「ナチス国家」分析は次稿以降の課題だが、ナチス経済の基本動向については、  
抽稿「ナチス経済の展開と景気変動過程」上（『金沢大学経済学部論集』第26巻第  
2号，2006年）をみよ。また塚本健『ナチス経済』（東大出版会，1964年）はこの  
分野における出発点の基本作品である。
- 33) この「現代国家」をも含めて，資本主義国家の体系的理解に関しては，大内・  
柴垣編『現代の国家と経済』（有斐閣，1979年），拙著『国家論の系譜』（世界書院，  
1987年），を参照のこと。
- 34) 前掲，抽稿「ドイツ・ワイマル国家の基本構造」125－26頁。
- 35) 前掲，加藤『ワイマル体制の経済構造』66－83頁。